別記様式第１号（第６条関係）

**今治市多子世帯リフォーム等支援助成金交付申請兼請求書**

　 　年　 　月　　 日

（宛先）今治市長

申請及び請求者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  |

今治市多子世帯リフォーム等支援助成金の交付を受けたいので、以下のことに同意及び宣誓のうえ、今治市多子世帯リフォーム等支援助成金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

金額　　　　　　　　　　　円

（支払方法：口座振替）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行金庫農協 | 支店 |  | 支　店出張所支　所 | 種別 | 口座番号 |  |
| 普通・当座 | 口座名義人(カタカナ) |  |

|  |
| --- |
| 【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、資格にチェック（✔）のうえ、申請者氏名を自署してください。□市税の滞納はなく、市が市税の納付状況について照会することに同意します。□世帯の状況について、市が照会することに同意します。□同一世帯に属する全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていません。□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に該当しません。□支給対象児童の出生を要件として、本市及び県内他市町における同種の助成金等の交付を申請し、又は既に交付を受けたことはありません。□市長が必要と判断した場合、提出書類に記載された情報を他の行政機関等に照会し、又は提供する事について同意します。□この申請書及び提出書類の内容は、事実と相違ありません。□これら誓約事項及び申請内容に虚偽又は誤りがあり、市から助成金返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。申請者氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記の者より助成金交付申請があったので、納税状況調査をお願いします。年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　こども未来課長

|  |  |
| --- | --- |
| 納税状況（どちらかに〇） | 滞納なし　・　滞納あり |

納税状況は上記のとおりです。年　　月　　日　　納税課長　 |

今治市多子世帯リフォーム等支援助成金申請兼請求明細書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 今治市 | 生年月日 | 昭和　 年　 月 　日平成 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  | □今治市の居住３か月以上 |
| 支給対象児童の兄又は姉 | ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 | ※１ | □申請者と同居 | 生年月日 | 平成　 年　 月 　日令和 |
| 支給対象児童の兄又は姉 | ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 | ※１ | □申請者と同居 | 生年月日 | 平成　 年　 月 　日令和 |
| 支給対象児童 | ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 | ※２ | □申請者と同居 | 生年月日 | 令和　 年　 月 　日 |
| 続柄 | 第２子 　・ 　第３子以上 |
| 母子健康手帳発行自治体 |  | 発行日 | 令和　 年　 月 　日 | 交付番号 |  |

※１支給対象児童の兄又は姉で18歳未満の方（18歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある方を含む。）

※２支給対象児童（令和５年４月１日以降に出生した児童）

助成金申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費の内容（該当項目に✔、複数選択可） | 契約日・完了日・支払日 | 金　　額 |
| □リフォーム費用 | □増改築□バリアフリー改修□生活関連設備改修工事□その他（　　　　　） | 完了日 | 令和　　年　　月　　日 | 円 |
| 支払日 | 令和　　年　　月　　日 |
| □引越費用 | □引越業者によるもの□宅配業者によるもの□その他（　　　　　） | 完了日 | 令和　　年　　月　　日 | 円 |
| 支払日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 助成対象額合計Ａ | 　　　，０００円 |
| 助成限度額（第２子200,000円、第３子以降300,000円）Ｂ | 　　，０００円 |
| 助成金申請額（上記Ａ、Ｂの少ない方の金額） | 　　，０００円 |

下記の資料を添付すること。

|  |
| --- |
| □母子健康手帳の写し（発行自治体、発行日、交付番号がわかる部分、出生届出済証明欄のページ）□リフォームの契約書の写し（リフォーム費用の場合）□助成対象工事部分を写したカラー写真（リフォーム費用の場合）□助成対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）（リフォーム費用の場合）□住宅の所有者が確認できる書類の写し（リフォーム費用の場合）□助成対象経費に係る領収書の写し |